

「横浜市立図書館資料管理規則」新旧対照表（下線部が改正部分）

現行	改正案
<p>(目的) 第 1 条 この規則は、横浜市物品規則(昭和 31 年 3 月横浜市規則第 33 号)第 52 条第 1 項に基づき、<u>図書館資料の出納及び保管について定め、併せて図書館資料の適正な管理を図ることを目的とする。</u></p>	<p>(目的) 第 1 条 この規則は、横浜市物品規則 (<u>令和 6 年 3 月横浜市規則第 27 号</u>) 第 <u>23 条</u>に基づき、<u>図書館資料の出納及び管理について定めること</u>を目的とする。</p> <p><u>附 則 (令和 6 年 9 月教委規則第 10 号)</u> <u>この規則は、令和 6 年 9 月 19 日から施行する。</u></p>